

## 富士エレクトロニクス・グループ企業行動基準

富士エレクトロニクス・グループは、当グループ会社の役員および社員（契約社員、派遣社員などを含む）が関わる、あらゆる企業活動において、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を認識し、これを果たして行くため、日常の業務遂行上、遵守・実践すべき項目などについて、以下の通り「企業行動基準」を定め、「公明正大」をモットーに健全性・透明性・信頼性のより高い企業を目指します。

（注）富士エレクトロニクス・グループとは、富士エレクトロニクス株式会社、その連結子会社、実質的に富士エレクトロニクス株式会社が経営権を有する会社のことをいいます。

### 1．法令遵守

営業活動にあたり、適用あるすべての法令諸規則の把握・理解に努め、これらを遵守する。とりわけ、業務に関連の深い法令諸規則にはとくに留意する。

### 2．公正取引

営業活動領域における公正な取引慣行を尊重し、すべての取引関係者に対し、公正・透明・自由かつ適正な競争にもとづく取引を推進する。

### 3．情報管理・守秘義務

営業活動にあたり、知的財産の重要性を認識するとともに、個人情報をはじめとする社外および社内の機密情報は、守秘義務を認識のうえ、適正に管理・保護する。

### 4．情報開示

顧客、取引先、株主、社員などステークホルダー（利害関係者）に対して、企業活動や経営の透明性を確保するため、適時・適切・公平な情報開示に努める。

### 5．文書作成・保存

営業活動・業務活動に関する法令諸規則その他の取り決めや慣行などにもとづく所定の文書・書類等は、正確に作成し、適切に保存する。

### 6．環境保全

環境問題の重要性を常に意識し、関連法令諸規則を遵守するとともに、企業活動において、環境保全に積極的に取り組む。

### 7．利益相反・不正利益

会社と利益相反する行為は行わない。また、会社での地位を利用して、不正に個人的な利益を得るような行為は行わない。

## **8 . グループ会社間**

グループ会社間の協力・取引においては、客観的・合理的な節度を保った行動をとり、常にグループ会社全体の健全性を図ることに努める。

## **9 . 贈答・接待等**

関係先との贈答・接待等においては、法令に違反することなく、商慣習および社会通念上妥当な範囲内で行う。

## **10 . 反社会的勢力**

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を遮断する。

## **11 . 人権尊重・職場環境**

基本的人権・プライバシーを尊重し、差別やハラスメント（いやがらせ）等を排除し、相互信頼のおける良好な職場環境を築くように努める。

## **12 . インサイダー取引**

インサイダー取引規制に違反する株式等の売買は行わない。

## **13 . 会社財産**

会社のすべての資産は有形・無形を問わず、適切・有効に活用し、適正に保護する。とくに情報システムの不正使用やこれを害する行為をしてはならない。

## **14 . 社内ルール・業務管理**

社内ルールを遵守し、各組織は協調して、適正かつ効率的な業務運営を行う。また、必ず相互牽制と点検を行うことにより適切な業務管理を行う。なお、社内ルールの整備・改善に心がけ、常に見直しを行う。

## **15 . 基準運用**

本基準に違反または違反が予見される場合は、原則的には各職場ライン長に報告・相談し、問題解決を図る。しかし、それが困難または適さない場合などには、公益通報者保護規程にもとづき、富士エレクトロニクス株式会社内部通報窓口（総務部）に報告・相談することによる対応を行う。なお、内部通報窓口で報告・相談したことを理由に報告者に不利益な取扱いをしないことを保証する。

平成 18 年 3 月 27 日制定

平成 20 年 10 月 7 日改定